

麻生ラグビースクール 保護者会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、麻生ラグビースクール小学部に在籍する生徒(未就学児を含む)の保護者によって構成され、麻生ラグビースクール保護者会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「次代を背負う若者づくり」をテーマとした麻生ラグビースクール小学部（以下、本校と称する)の活動を、保護者の立場から支援協働する。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 各学年の練習及び試合の運営に係るコーチの補佐業務
- (2) スクール活動の運営支援
 - ・夏合宿に同行参加し現地での運営を支援
 - ・校費等の入金、諸経費の出金などの会計出納業務
 - ・創立記念周年行事の運営業務支援 など
- (3) 保護者による企画運営
 - ・ラグビー用品リサイクルバザーを開催
 - ・餅つきや運動会、卒業式など恒例行事の運営を支援
 - ・保護者だより等の発行による会員間の情報共有
 - ・子供の成長支援に係る講演会等を企画開催
- (4) その他、スクールと連携した企画等を検討立案

第2章 保護者会総会

(構成)

第4条 本会の保護者会総会(以下、総会と称する)は、本校小学部に在籍するスクール生の保護者をもって構成する。

(権限)

第5条 総会への報告事項は以下のとおりとする。

- (1) 年間活動の報告
- (2) 各学年の学年保護者代表(役員)の紹介
- (3) 学年保護者代表の互選で選任された会長の紹介

2. 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 保護者会会則の改廃
- (2) 解散

(開催)

第6条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の期中に開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

(招集)

第7条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第8条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第9条 総会における議決権は、各世帯(保護者)につき1個とする。

(決議)

第10条 総会の決議は、本校小学部の保護者の議決権の過半数を有する保護者が出席し、出席した当該保護者の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、小学部の保護者の過半数を有する保護者が出席し、出席した会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 保護者会則の改変
 - (2) 解散

(議事録)

第 11 条 総会で決議された重要事項について議事録を作成する。

第 3 章 役 員

(役員の設定)

第 12 条 保護者による活動を円滑に運営するために、各学年の役員として学年保護者代表を置く。

(役員を選任)

第 13 条 各学年の保護者から推薦された役員は、チーフコーチによる選任を経て本校の幹部会で承認され、校長から委嘱される。

(役員の職務)

第 14 条 役員は、各学年においてコーチと保護者の円滑な連携体制を築く。

- (1) チーフコーチの補佐
- (2) 各学年の保護者の取りまとめ
- (3) その他スクール活動への参画及び支援

2, 役員は、学年保護者代表会議(以下、役員会と称する)へ出席し職務を執行する。

(会長の設置及び選出)

第 15 条 各学年の役員を統括する会長を置く。

会長は役員会において、役員の間選により選出する。原則として 6 年生の学年保護者代表が会長に就任する。

(会長の職務)

第 16 条 会長は、次の職務を執行する。

- (1) 保護者会
- (2) 総会の招集及び運営
- (3) 役員会の招集及び運営
- (4) 保護者による行事企画の立案及び運営

第4章 役員会

(構成)

第17条 全学年の役員をもって構成する役員会を置く。

(職務)

第18条 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 年間活動計画の企画検討/立案し、保護者会総会に報告
- (2) 年間活動実績を保護者会総会に報告
- (3) 会長の選任
- (4) 本校への提案、提言の検討及び保護者会の運営に必要な事項の検討

(開催)

第19条 役員会は、原則、毎月1回以上開催する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 役員会は、会長が招集する。

(議長)

第21条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第22条 役員会における議決権は、各学年の役員につき1個とする。

(決議)

第23条 役員会の決議は、役員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決する。

(議事録)

第24条 役員会の議事については、議事録を作成する。

第5章 補 則

(細則)

第25条 この保護者会会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の決議により別に定める。

第6章 附 則

(施行)

第26条 本会則は、総会で基本方針の承認を得た後、役員会において所定の手続きを完了した日から施行する。

(準拠)

第27条 この保護者会会則に規定のない事項は、本法人定款及び本校運営規則に準拠する。

1. この会則は、2022年12月1日より施行する。